

## 伊丹市計画相談支援様式について

### 伊丹市障害福祉課

#### 1. 伊丹市が様式を指定する理由

平成 24 年度からの改正自立支援法の施行に伴う支給決定プロセスの見直し、サービス等利用計画の対象者の大幅な拡大を見据え、いずれの相談支援専門員においても標準的なサービス等利用計画が作成できるよう、計画相談支援の様式を定めました。

計画相談支援の様式は、伊丹市が支給決定を行う際に最低限必要と考える様式です。

#### 【計画相談支援様式一覧】

- |      |                           |
|------|---------------------------|
| 様式 1 | サービス等利用計画(案)              |
| 様式 2 | 基本情報                      |
| 様式 3 | 週間計画様式【計画案、計画、継続サービス利用計画】 |
| 様式 4 | サービス等利用計画                 |
| 様式 5 | モニタリング報告書                 |

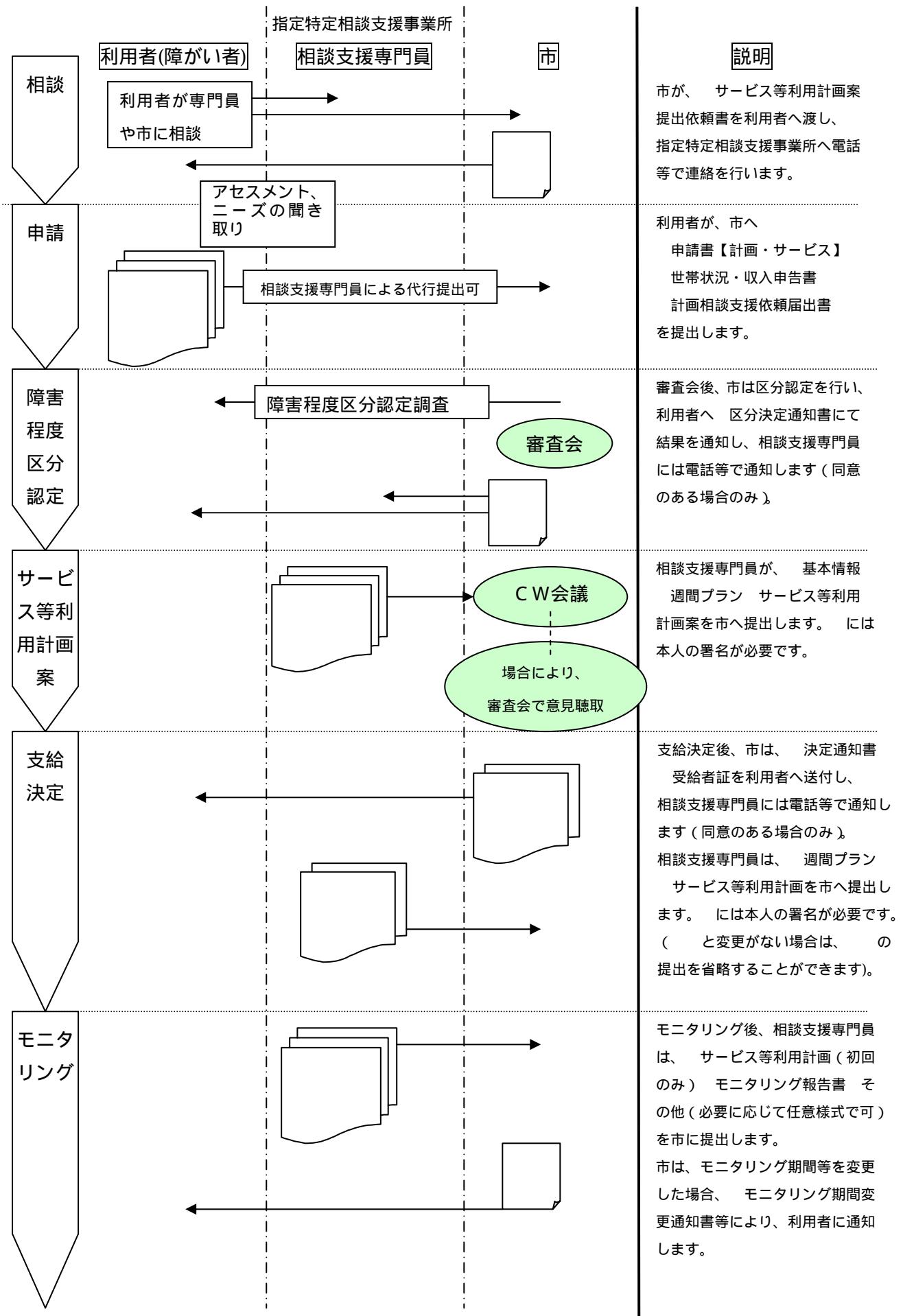
#### 2. 支給決定プロセスと提出様式について

【表1】支給決定プロセスの各段階で伊丹市に提出する計画相談支援の様式

	様式 1  サービス等利用計画 (案)	様式 2  基本情報	様式 3  週間計画 ・計画案 ・計画 ・継続サービス利用計画	様式 4  サービス等利用計画	様式 5  モニタリング報告書
支給決定前			「計画案」に 印		
支給決定後			「計画」に 印		
モニタリング	障害福祉サービスの種類や量が変更になる場合		「計画案」に 印		
	曜日や時間帯、事業者のみが変更になる場合		「継続」に 印		
	特に変更がない場合		「計画」に 印 決定後初回は必須		

必須提出 必要に応じて提出

【表2】支給決定プロセスにおける書類の流れ



### 3. その他留意事項

相談支援業務には、他にアセスメントシートやニーズ整理票、サービス等調整会議の議事録などが必要です。

今回、これらの様式の指定がないからといって不要だという意味ではありません。各自で工夫をして作成してきているものを活用する等してください。

また、市が必要と認める場合には、市へ提出していただいた様式1「サービス等利用計画書(案)」、様式2「基本情報」等の根拠として、サービス等調整会議の議事録などの提出を求めることができます。